

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

平成 27 年 10 月に策定した「一関市人口ビジョン」によると、本市の総人口は昭和 30 年（1955 年）をピークとして減少を続けており、令和元年（2019 年）にはピーク時の 7 割以下となっている。また、生産年齢人口及び年少人口は減少傾向にあるが、老年人口は増加傾向にあり、平成 7 年（1995 年）には老年人口が年少人口を上回って推移している。

今後、総人口の減少とともに、生産年齢人口の減少が見込まれ、総人口に占める生産年齢人口の割合についても、令和 22 年（2040 年）にはほとんどの地域で 5 割以下に低下することが見込まれる。生産年齢人口の減少により、労働力の不足による生産力の低下のほか、ものづくり産業等にあつては技術、技能の継承に支障をきたすことや、農林業にあつては後継者不足などが懸念される。

令和 2 年国勢調査によると、本市の産業（大分類別）就業者数は製造業（20.7%）が最多であり、次いで、医療・福祉（14.3%）、卸売業・小売業（13.1%）となっている。

市内企業の大部分を占めている中小企業では、ものづくりを支える人材の確保・育成が継続した課題であり、さらには、今まで以上に高い技術、品質と生産性の向上や市場開拓力、資金調達力、情報受発信力などの強化が必要とされている。また、活力ある産業の振興を図るためには、新産業・新事業の創出、育成に向けて企業支援に積極的に取り組んでいくことが重要である。

特に、少子高齢化の進展や人口減少などにより、産業を支える労働力人口が減少している状況にあつて、地域企業の持続的な成長には、技術や品質、生産効率の向上が重要な要素となっており、各地域企業においては、即戦力となる人材確保のため、積極的な求人活動を行っている。しかしながら、求人と求職のミスマッチや U I J ターン希望者が地域企業の情報を入手する機会、手段が少ないことなどにより、人材確保に苦慮している。

(2) 目標

地域産業が労働力不足を補い持続的な成長をしていくためには、地域の多様な特色や潜在力を積極的に活用し、活力ある地域経済社会を築くことが重要である。

生産プロセスの改善を行うための設備投資や新技術、新事業、新商品、新サービス等の研究開発による新たな付加価値の創造など、地域の中小企業が実践する生産性の向上に資する取組を積極的に支援するため、働きやすい職場労働環境の向上のため労働生産性を向上することとし、本市では中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく計画を策定することにより、中小企業者等の先端設備等の導入を促すことで地域経済の活性化を図ることとし、計画期間内に 15 件程度

の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

各産業は、交通の利便性の良さを背景に市内全域に広がっており雇用の場の提供のみならず、地域コミュニティの形成や伝統文化の継承など、地域経済社会の活性化に大きく寄与していることから一体的に振興していくことが必要不可欠である。よって、この計画の対象地域は市内全域と設定する。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。そのため、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上向上することに資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

但し、太陽光発電事業をはじめとする再生可能エネルギー発電事業に関しては、当市に本社又は事業所を置く事業者で自社の電力に使用する場合又は売電目的であっても労働環境の向上が見込まれる場合のみ対象とする。よって専ら売電のみを目的とした市外の小売電気事業者などによる事業は、本計画が目標とする設備投資による労働環境の向上に直接関与しないため対象外とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年7月8日～令和9年7月7日の2年間

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

先端設備等導入計画の認定に際し、以下に挙げる事項については認定の対象としない。

- ① 人員削減を目的とした取組
- ② 公序良俗に反する取組
- ③ 反社会的勢力との関係が認められる者がおこなう取組
- ④ 市税を滞納している者がおこなう取組